

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則新旧対照表

平成 21 年 5 月 28 日
福岡県公安委員会規則第 13 号

旧	新																
<p>第 1 条 省略 (医師の指定)</p> <p>第 2 条 医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p>	<p>第 1 条 省略 (医師の指定)</p> <p>第 2 条 医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 609 531 676">診断の対象者</th> <th data-bbox="536 609 783 676">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="167 683 531 1104"> <p>法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p> </td> <td data-bbox="536 683 783 1104"> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1111 531 1346"> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 8 条第 3 号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p> </td> <td data-bbox="536 1111 783 1346"> <p>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1352 531 1570"> <p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）<u>第 8 条第 16 項</u>に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p> </td> <td data-bbox="536 1352 783 1570"> <p>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p> </td> </tr> </tbody> </table>	診断の対象者	医師	<p>法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 8 条第 3 号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p>	<p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）<u>第 8 条第 16 項</u>に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 609 1174 676">診断の対象者</th> <th data-bbox="1179 609 1426 676">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 683 1174 1104"> <p>法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p> </td> <td data-bbox="1179 683 1426 1104"> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1111 1174 1346"> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 8 条第 3 号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p> </td> <td data-bbox="1179 1111 1426 1346"> <p>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1352 1174 1570"> <p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）<u>第 5 条の 2</u>に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p> </td> <td data-bbox="1179 1352 1426 1570"> <p>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p> </td> </tr> </tbody> </table>	診断の対象者	医師	<p>法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 8 条第 3 号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p>	<p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）<u>第 5 条の 2</u>に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p>
診断の対象者	医師																
<p>法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師</p>																
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 8 条第 3 号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p>																
<p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）<u>第 8 条第 16 項</u>に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p>																
診断の対象者	医師																
<p>法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師</p>																
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 8 条第 3 号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p>																
<p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）<u>第 5 条の 2</u>に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</p>	<p>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p>																
<p>2 略</p> <p>第 3 条 以下省略</p>	<p>2 略</p> <p>第 3 条 以下省略</p>																